【郵便】戸籍謄抄本・各種証明書の交付申請書(個人用)

令和　　年　　月　　日

※裏面の案内をお読みのうえ、申請書をご記入ください。※委任状がある場合の申請者は代理人となります。

申請者					
	住所				住民登録しているところ
	ふりがな 氏名 (必ず自署)		生年月日		電話連絡する場合があります。氏名にふりがなをお書きください。
	証明される方から見て	□本人　□夫・妻　□父母・祖父母　□子・孫　□その他（　　　　　　）			
	平日昼間の連絡先	電話（　　　）　　－		携帯（　　　）　　－	

必要な証明書					
	本籍				相続に使う方で書き方がわからない場合は手元の戸籍コピーを同封して下さい。
	筆頭者の氏名				筆頭者とは戸籍の先頭に記載された人。死亡しても筆頭者は変わりません。
		謄本(全部)	抄本(個人)	抄本に証明してほしい方の氏名	手数料
	①戸籍	通	通	【　　　　　　　　】	1通　450円
	②除籍(改正原を含む)	通	通	【　　　　　　　　】	1通　750円
	③連続する戸籍 相続手続き等に使う出生から死亡までの戸籍請求はこちら	組		氏　　名【　　　　　　　　】 生年月日（　　　）年（　）月（　）日の □出生　　□婚姻 □婚姻　から　□転籍　までの戸籍 □転籍　　□死亡	1組につき平均3,000円位。 (例)750円×4通 人により通数が異なります。
	④戸籍の附票 本籍が袋井にある間の住所履歴	通	通	氏名【　　　　　　　　】の （　　　　市　　　　）から （　　　　市　　　　）までのもの 附票に次の記載が必要な場合は□にチェックをつけてください。 □本籍・筆頭者　□在外選挙人登録地（登録がある方のみ） □住民票コード	1通　350円
	⑤身分証明書	通	証明してほしい方の氏名【　　　　　　　　】		1通　350円
	⑥独身証明書	通	証明してほしい方の氏名【　　　　　　　　】		1通　350円
	⑦受理証明書	通	氏名【　　　　　　】の□婚姻　□離婚　□出生　□死亡		1通　350円
	⑧記載事項証明書	通	氏名【　　　　　　】の□婚姻　□離婚　□出生　□死亡		1通　350円

届出	
	最近２週間以内に戸籍の届出をされた方はお書きください。
	□出生　□死亡　□婚姻　□離婚　□その他（　　　　　　）届を （　　）月（　　）日頃に（　　　　　　　　）市　区　町　村　に提出した。

請求理由	□公的年金の**受給**申請⇒年金の種類は？□厚生年金　□国民年金　□その他（　　　　　　） □その他の年金手続き⇒　□厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出　□年金分割 □相続手続き　□パスポートの申請 □その他（具体的に⇒　　　　　　　　　　）
提出先	□日本年金機構　□市区町村役場（　　　　　　）　□勤務先 □金融機関（　　　　　　）　□その他（　　　　　　）
必要な内容	証明してほしい内容をお書きください。（例1）○○の死亡日が記載されたもの （例2）子（□□）あるいは兄弟姉妹（○○さん、△△さん）が記載されたもの

郵便による戸籍証明のとりよせ方

本籍のある市町村役場の戸籍担当に、次の①～④のものを同封して申請してください。
戸籍を郵便でとりよせるには、請求してから受け取るまでに1週間から10日前後かかります。

①　申請書
この用紙の裏面です。できるだけ詳しく記入してください。 （袋井市の様式ですが、他市町村宛にも使えます。）
②　手数料
郵便局で「**定額小為替**」を購入してください。 切手・収入印紙等では換金ができないため、受領できません。
③　返信用封筒
返送先の住所（住民登録地）と氏名を記入し、切手を貼ったものをご用意ください。 申請通数が多い場合は多めの切手を貼るか同封してください。 また、速達を希望される方は封筒に明記し、速達料金を加算した金額を貼ってください。 返送先は住民登録されている現住所のみです。 住所地以外へ返送を希望される場合は事前にお問い合わせください。
④　本人確認書類
申請者の住所・氏名が確認できる官公署発行の証明書（住民票は不可）の コピーを同封してください。 例 ： 運転免許証・マイナンバーカード（通知カードは不可）・在留カード・健康保険証（記号・番号は塗りつぶしてください） など ＊現住所が裏面に記載されている場合は、両面ともコピーしてください。 ＊パスポートは住所地の確認ができないため、住所地の記載された本人確認のできるものを併せて同封してください。

※ ご不明な点がございましたら、事前に**本籍地の市町村に**おたずねください。

【ご注意】

■ 戸籍はプライバシー保護の観点から、正当な理由がないと発行されません。特に同戸籍及び直系親族以外の方が請求する場合には「必要とする具体的な理由」及び「申請する方と必要な戸籍との具体的な関係」をできるだけ詳しく書いてください。
（同戸籍及び直系親族以外の方が請求する場合には、第三者という取扱になり、委任状が必要です。）

■ 申請内容に不備がありますと、申請書をお返しすることがあります。また、手数料・送料の立て替えはできませんので、不足の場合は返送されます。
これらは、お電話で解決できる場合もありますので、平日の昼間に連絡できる電話番号を必ずお知らせください。

■ やむを得ず第三者が申請する場合には、必ず委任者が自署押印した委任状（誰が、誰に、何を、何通委任するか、具体的に記入したもの）が必要になります。

■ 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

■□■ 袋井市役所の問い合わせ先・送付先 ■□■
〒437－8666　静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
袋井市役所　市民課　戸籍住民係（郵便請求担当）
直通電話　0538－44－3112